

建設コンサルタント登録規程の一部を改正する告示について

1. 背景

国土交通省では、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）に基づき、建設コンサルタントの登録手続等を行っている。

登録・審査事務の効率化、申請者・審査担当者の利便性向上及びセキュリティ確保等を目的に建設コンサルタントの各種手続のオンライン化を行うに当たり、一部の手続については、建設コンサルタント登録規程において書面によることを前提としていることから、オンラインによる手続を可能とするため所要の改正を行うこととする。

2. 概要

- (1) 告示上書面によることとされている手続について、オンラインにより行うことを可能とするための規定を設ける。
- (2) その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

告示案に関する意見募集

令和4年8月8日～令和4年9月7日

告示公布

令和4年10月31日

施行

令和4年11月 1日